

岩手県告示第423号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨遠野市長から次のとおり通知があった。

令和6年8月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 遠野市路線価区域全域
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年6月17日から令和7年3月17日まで
- 3 実施する公共測量の種類 デジタル航空写真撮影（地上画素寸法11.5cm）及び写真地図撮影（地図情報レベル1000）